

○松本市心身障害者福祉手当条例

昭和48年3月26日

条例第9号

改正 昭和49年3月16日条例第9号

昭和50年3月15日条例第21号

昭和50年10月13日条例第61号

昭和53年3月13日条例第11号

昭和54年3月13日条例第13号

昭和56年3月14日条例第18号

昭和58年3月11日条例第18号

昭和59年6月28日条例第20号

昭和61年3月14日条例第6号

昭和62年3月10日条例第8号

昭和62年9月26日条例第44号

平成元年3月18日条例第12号

平成3年3月8日条例第10号

平成4年2月26日条例第7号

平成4年6月26日条例第27号

平成5年3月12日条例第16号

平成6年3月18日条例第15号

平成7年3月13日条例第19号

平成8年6月27日条例第33号

平成9年3月14日条例第16号

平成14年3月15日条例第3号

平成17年3月22日条例第113号

平成18年3月16日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者に心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

(1) 心身障害者 次のいずれかに該当する満20歳以上の者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害程度等級が1級に該当するもの

イ 療育手帳交付要綱(昭和50年長野県告示第192号)の規定による療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度(総合判定)がA1又はA2に該当するもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が1級又は2級に該当するもの

(2) 施設 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第17条第2号若しくは第26条の2第1号又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する施設をいう。

(3) 保護義務者 配偶者、扶養義務者又は後見人であつて、心身障害者と生計を一にし、かつ、当該心身障害者を介護している者をいう。

(受給資格)

第3条 手当を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、支給年度の11月1日に市内に住所を有する心身障害者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 施設に収容され、又は入所していないこと。

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の2に規定する特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条に規定する福祉手当を受給していないこと。

(3) 個人市民税が課税されていないこと。

(申請及び決定等)

第4条 受給資格者(特別の事情のある者については、保護義務者)が手当を受けようとするときは、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、決定通知をするものとする。

(手当の額等)

第5条 手当の額は、年額33,000円とし、支給年度の12月に支給する。

(届出の義務)

第6条 第4条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)は、次

の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届出をしなければならない。

- (1) 施設に収容され、又は入所したとき。
- (2) 障害の程度に変更があったとき。
- (3) 市内に住所を有しなくなったとき。

(保護義務者の責務)

第7条 第4条の規定により、保護義務者が手当を受けたときは、第1条の目的にそうよう使用しなければならない。

(手当の支給停止)

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) その他市長が支給することが適当でないと認めたとき。

(手当の返還等)

第9条 市長は、偽りその他の不正な手段により手当を受給した者があるときは、その者に既に支給した手当の返還を命ずるものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 手当を受給する権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

- 2 松本市心身障害児年金条例（昭和46年条例第13号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例施行の際、現に旧条例第5条の規定に基づいて、受給資格の認定を受けている者は、この条例による受給資格の認定を受けた者とみなす。

(安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

- 4 平成16年度において、安曇村重度障害者福祉金支給条例（昭和58年安曇村条例第23号）、奈川村重度心身障害者福祉年金に関する条例（昭和44年奈川村条例第10号）

又は梓川村特別心身障害児福祉年金に関する条例（昭和43年梓川村条例第14号）（この項において「3村の条例」という。）の規定により安曇村重度障害者福祉金、奈川村重度心身障害者福祉年金又は梓川村特別心身障害児福祉年金（この項において「福祉年金等」という。）の支給を受けていた者で、平成17年度以降において、この条例による福祉手当の支給対象者とならないが、3村の条例を適用した場合、引き続き福祉年金等の支給対象者となるものに対しては、当分の間、3村の条例の例による福祉年金等を支給する。

附 則（昭和49年3月16日条例第9号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月15日条例第21号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月13日条例第61号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第3項及び第4項、第7条第5号並びに別表中特別児童手当の規定は、昭和50年10月1日から適用する。

（経過措置）

3 この条例の施行日の前日までに現に改正前の条例（以下「旧条例」という。）に基づき受給資格の認定を受けた者で、新条例第7条第5号の規定に該当するものについては、新条例第7条の規定にかかわらず昭和50年度に限り旧条例別表に定める手当年額の2分の1の額を支給する。

4 松本市敬老祝金等支給条例の一部を改正する条例（昭和50年条例第62号）による改正前の松本市敬老祝金等支給条例（昭和48年条例第8号）の規定に基づき、この条例施行の日の前日までに昭和50年度分の敬老障害見舞金の支給を受けた者については、新条例による昭和50年度分の身体障害者手当（ねたきり老人分）は支給しない。

附 則（昭和53年3月15日条例第11号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月13日条例第13号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月14日条例第18号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和５８年３月１１日条例第１８号）

この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則（昭和５９年６月２８日条例第２０号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の松本市心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和５９年４月１日から適用する。

附 則（昭和６１年３月１４日条例第６号）

この条例は、昭和６１年４月１日から施行する。

附 則（昭和６２年３月１０日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の松本市心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和６１年４月１日から適用する。

附 則（昭和６２年９月２６日条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の松本市心身障害者福祉手当条例の規定は、昭和６２年４月１日から適用する。

附 則（平成元年３月１８日条例第１２号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成３年３月８日条例第１０号）

この条例は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成４年２月２６日条例第７号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成４年６月２６日条例第２７号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の松本市心身障害者福祉手当条例の規定は、平成４年４月１日から適用する。

附 則（平成５年３月１２日条例第１６号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成６年３月１８日条例第１５号）

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附 則（平成７年３月１３日条例第１９号）

この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附 則（平成８年６月２７日条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の松本市心身障害者福祉手当条例の規定は、平成８年４月１日から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 1 4 日条例第 1 6 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 3 月 1 5 日条例第 3 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 2 日条例第 1 1 3 号）

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 1 6 日条例第 1 4 号）

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

手当の種類	支給区分		障害の程度			手当年額	
精神障害者手当	20歳未満	在宅者	療育手帳	A1、A2	精神障害者保健福祉手帳	1、2級	44,000円
				B1		—	28,000
		施設入所者		A1、A2、B1		1、2級	12,000
	20歳以上	在宅者		A1、A2		1、2級	33,000
身体障害者手当	20歳未満	在宅者	身体障害者手帳	1、2級		44,000	
				3、4級		28,000	
		施設入所者		1、2、3、4級		12,000	
	20歳以上	在宅者		1級		33,000	
特別児童手当	特児法の規定に基づく1級の特別児童扶養手当受給者で、同法の規定に基づく障害児福祉手当を受けられない障害児					28,000	

備考

障害の程度は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 療育手帳 療育手帳交付要綱（昭和 5 0 年長野県告示第 1 9 2 号）第 4 条第 2 項
- 2 精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項
- 3 身体障害者手帳 身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年省令第 1 5 号）第 7 条第

3 項